

2023年1月25日
公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会

インターネット広告の一斉調査報告（売買・第2回）

1 調査目的

「おとり広告」の可能性が高い売買物件（マンション及び戸建て）の広告を能動的に調査し、「おとり広告」の排除に資する。

2 調査時期

2022年10月

3 調査対象サイト

ポータルサイト広告適正化部会の構成会社4社[※]のうち3社が運営する不動産情報サイト

サイト名	運営会社
a t home	アットホーム株式会社
L I F U L L HOME'S	株式会社L I F U L L
S U U M O	株式会社リクルート

※ 同部会構成会社の株式会社CHINTAIが運営するサイト（CHINTAI）は、売買物件の掲載がないため、本調査から除外。

4 調査対象物件及び事業者

2022年10月に上記3サイトに掲載されていた売買物件のうち、各運営会社のロジックに基づき、契約済みの「おとり広告」の可能性が極めて高いと思料される305物件を抽出し、これらの物件を掲載している事業者46社（48店舗）を調査対象とした。

5 調査手法

調査対象サイトを運営する3社に調査業務の一部を委託し、その結果を当協議会で精査した。

6 調査結果

(1) 違反物件数

調査対象305物件のうち21物件（6.9%、いずれも中古マンション）が「おとり広告」と認められた。

(2) 違反事業者数

事業者別では、46社のうち17社（37%）に「おとり広告」が認められた。

また、店舗別では、48店舗のうち17店舗（35.4%）に「おとり広告」が認められた。

7 違反に対する処理

違反が認められた17社については、その内容に応じて一定の措置を講じることとする。

※ 当該調査は継続的に実施する。

以上